

規範としての契約－イラン・イスラーム共和国の大学生の場合〔1〕

鹿児島大学法科大学院 米 田 憲 市

第1章 イラン・イスラーム共和国契約意識調査について

1-1 本稿について

本稿は、「法意識国際比較研究会」（代表：加藤雅信名古屋大学大学院法学研究科教授）が中心となって実施してきた契約意識に関する実態調査の一環として、イラン・イスラーム共和国（以下、単に「イラン」と呼ぶ）で実施した調査につき、「22カ国／地域契約意識調査基本報告書」（以下、単に「基本報告書」と呼ぶ）の様式を参照しながら、イランで得られたデータセットが示す特質について解釈を加えたものである^{（注1）}。この調査は、私が、2002年11月から2003年3月まで、イラン・イスラーム共和国に滞在する機会を得たことから、藤本亮助教授（現静岡大学法科大学院助教授、当時活水女子大学講師）や加藤教授の支援を受けながら調査の実施方法や質問票の内容の調整を行い、イランの諸大学のスタッフや現地で日本にかかわる仕事や勉学をしている様々な人々のサポートを得て実施が可能になったものである^{（注2）}。

本稿では、第1章で本稿の一般的な意義と調査の概要を紹介し、第2章でイラン調査のデータセットの紹介を行う。第3章でこの調査の主質問の回答平均値の特質を取り上げ、第4章はイランのケース群におけるサブカテゴリーの分析と基本報告書で挙げられている各国の特質との比較、第5章で取引において売り手と買い手の立場が異なる場合をとりあげ、第6章でイランのケース群についてのまとめを行う。

1-2 本稿の意義

本稿の意義は様々にあるが、中東でイスラームが生活文化に強い影響を与えている国／地域を対象にしたという点では、次の二点を上げることができ

る。

第一に、本プロジェクトのなかでの意義として、本稿が、中東地域での、そしてイスラームが生活文化に強い影響を与えている地域での初めての本格的な調査であり、その報告であるという点である。これまで実施されてきた22カ国／地域の調査においては、唯一エジプトにおいて実施された調査が、イスラームが生活文化に強い影響を与えている地域での調査であった。しかしそこでは、500を超えるサンプルを得られたものの、法学を専攻する学生をサンプルとする調査ができなかったことなど、プロジェクトが予定する適切なサンプルを得るまでに至っていなかった^(注3)。イランの調査だけで、中東でイスラームが生活文化に強い影響を与えている地域を代表させることは“もとよりできない”が、質問票について、このプロジェクトが想定する匿名版・相手国変更版などほぼすべてのバリエーションに対応し、また、法学専攻と経営学専攻の二つの専攻の学生を対象として十分なサンプル数を確保することができたことで、この調査グループの方針の下での多国間の比較に耐えるものとなった点は重要な貢献と思われる^(注4)。

第二に、量的な方法によって大量サンプルを得た本調査は、おそらくは我が国の中東研究の成果としても貴重なものであろうという点である。少なくとも現在までの我が国のイランあるいはペルシアに関する研究においては、特に1979年のイラン・イスラーム革命後は、文学や歴史を中心とする文献の渉猟による研究と人類学的なフィールドリサーチが中心となってきた。特に後者によって、現代のイランにおける社会生活の質的な側面の理解が可能な研究業績が生み出されているのは確かであり、この調査の結果を解釈するにあたって強い影響を受けている。こうした中で質問票調査によるアプローチを行うことは、それ自体に方法論的に様々な留意が必要ではあるが、少なくともこれまでなかった場面でのイランの人々の行動や評価の仕方を把握することができる点で新たな知見を提供する可能性があり、この地域の研究を豊かにすることに資するものといえよう^(注5)。

1-3 調査の概要

1-3-1 本調査の目的

本調査のプロジェクト全体としての目標は、「基本報告書」にあるとおり、「日豪シュガーケース」と呼ばれる長期契約にかかわる紛争を題材としたストーリーを構成し、その展開の段階ごとの契約当事者の行動についての評価を尋ねる質問票を用意して、契約過程の中で動的に契約意識、より正確に言えば、「契約だから遵守すべきと評価する行為」をとらせることである。

ここでは、質問紙票による調査という方法上の制約から、ストーリーの中で現れる契約当事者の行動に対する評価を質問することで、それを擬製するという方法をとっている^(注6)。一応、これについての集計された回答の傾向の違いを、契約を遵守すべしとする意識の違いとして理解し、「契約意識」の違いと呼ぶことにしているのである。

なお、本稿を含めこの調査のデータ解釈上、質問の内容や基本報告書の分析のスタンスについて、留意が必要であることはあらためて言及する。

1-3-2 「契約意識」に注目する意義

22カ国／地域の調査のそもそもの目的は、いわゆる日本社会論と結びついてビジネス界や法律界で議論されてきた「契約意識」の議論について、これまで主として行われてきた日米に関する印象論や個別観察に基づく議論を脱し、より洗練された方法で多数の国家／地域で実施することによって、比較対象を超え、より広い視点から契約意識について考察する基礎的な資料を得ようとするのであった^(注7)。

この関心の発端は、むろん川島武宜の「日本人の法意識」に由来する問題意識があるわけだが、この点、「基本報告書」等、この調査の成果による諸研究は、次のような仮説を「否定」するに至っている。

- (1) 川嶋理論にはじまる日本とアメリカ、日本と西洋で契約意識の違いがあるという見解。
- (2) 法学教育によって契約を守るべきという意識が強くなるという見解。

このうち(1)が否定されることは、他の研究からもうかがわれていたことではあるが^(注8)、比較的取引の詳細に踏み込んだ質問票を用いた調査で結果が得られたことに意義があろう。

一方(2)が否定されたことは、やや意外かもしれないが、法を学ぶと、契約が規範としてではなく、取引の過程の“ツール”であるという理解に近づくということであって、ある意味で「法的啓蒙のパラドックス」ともいえ、「法道具主義」的見解を支持する点で興味深い^(注9)。

この関心について本稿の位置づけをいえば、イランという中東地域にありイスラームが生活文化に強い影響を与えている地域で、(1)や(2)についてのどのような特徴を持つかということになる。本稿はイラン調査の最初の調査結果の公表なので、調査票への回答の集計結果の全容について「基本報告書」に沿って浮き彫りにすることを主としながら、これらに言及することとする。

1-3-3 調査の設計

本調査は「基本報告書」記載の方法に沿って実施された。すなわち、質問の内容は、長期の国際取引紛争の展開過程を追う中で、それぞれの紛争当事者に対する評価を5段階スケールで尋ねるものとなっている。

この22カ国／地域調査では国／地域毎にそれぞれの母国語のものを用意しているが、本調査でも、現地でテヘラン大学日本語学科の卒業生を雇って、藤本助教授から提供された日本語匿名版からペルシア語(Farsi)に翻訳したものを作成した。

そこでは、取引相手国・商品を変えた6バージョンと自国内の取引の場合、国名と商品名を匿名(A国, B国, 商品X, 商品Y)にした場合の併せて8バージョンを用意した。他国語版と同様、日本人留学生に依頼して匿名版のバックトランスレーションも行って内容をチェックした。

翻訳作業は私の別の研究作業と同室で行われ、問題点について逐次質問を受け、また、回答の予測についての検討を行った。この翻訳の過程では、同室で研究作業や授業の準備をしていたアラメ・タバタバイー大学法学政治部

規範としての契約－イラン・イスラーム共和国の大学生の場合〔1〕

のスタッフが適宜助言をしてくれた。

なお、素材とするストーリーの中に現れる国／地域については、藤本助教授を通じて加藤教授ほかこのプロジェクトの関係者の意見や現地の協力者のアドバイスを得て日本、アメリカ、トルコを選んだ^(注10)。取引する商品については、「基本報告書」に沿って実際の貿易統計や現地での協力者との相談を通じて決定した。

各国のバージョン別の配布数と有効サンプル数を商品と併せて【表1-3-3-1】で示す。

【表1-3-3-1】調査票バージョン別・配布数・サンプル数・商品

調査対象国		売手対日	買手対日	国内取引	匿名国	買手対米	売手対米	買手対トルコ	売手対トルコ	合計
イラン・イスラーム共和国	配布数	180	180	180	244	180	180	180	180	1504
	有効サンプル数	98	101	103	113	89	101	100	92	797
	商品	原油 (ナフサ)	タンカー	鉄	X	航空機	ポリエチレン	銅管	原油 (ナフサ)	

1-3-4 調査の対象

本稿では、イランで得られた上記の797ケースを分析の対象とする。

データセットの概要は後述するが、調査対象となったのは、4つの大学の法学専攻の学生とひとつの大学の経営学部の学生である。

実際に得られた回答用紙には、調査過程での手違いで政治系の学生によって回答された44ケース（ほとんど1年生）があったが、法学政治学部の法学専攻と経営学部の学生を対象に実施する予定であったので、ここでは分析の対象からはずした。

また、1年生についても、法学政治学部の法学専攻では38ケース、経営学部では5ケースあったが、法学教育についての効果と契約意識の違いを見るために、分析の対象から外した。留学生と国籍不明者、性別不明についても外した。

なお、年齢については、空白だった50のケースを有効ケースに含めること

とした。これは、日常使われている暦の違いによるものであり、他の回答の適切さに影響を与えないと判断したからである (注11)。

こうしたサンプルのもとで有効となったのが、797ケースであり、【表1-2-4-1】において学部別のサンプル数を示しておく。

【表1-3-4-1】バージョン別の学部別サンプル数

調査対象国		売手対日	買手対日	国内取引	匿名国	買手対米	売手対米	買手対トルコ	売手対トルコ	合計
イラン・イスラーム共和国	法律系	46	49	50	59	45	46	49	46	390
	経営系	52	52	53	54	44	55	51	46	407
	合計	98	101	103	113	89	101	100	92	797

1-3-5 調査方法とデータの限界

調査における調査票の配布と回収の方法は、調査対象大学によって多少異なるが、基本的には次の手順による (注12)(注13)。

- ① 解答用紙をつけた質問票の種類がランダムに混ざるように用意する。
- ② 私か日本人の助手とイラン人の助手を含むチームで、①の束を授業開始時の教室に持って行き、現地で雇いあげたイラン人の助手の一人が (a) 担当教員に口頭で説明するか、(b) 許可書を提示しながら調査の趣旨を説明する。
- ③ 配布の許可が得られた場合、日本人担当者が教室に入り学生に挨拶をして、イランの大学生の助手がペルシア語で調査の趣旨を説明して質問票等を配布する。
- ④ 学生には、授業が終わってから回答し廊下にいる助手に渡すよう指示し、廊下や目立ちやすい場所で待ち受けて回収する。

ここで雇いあげた助手は、イランに留学している日本人学生とテヘラン大学日本語学科の学生である (注14)。また、助手には「学生に対する注意」を含むメモ書き (注15) を渡してあり、助手は学生に対してそれに沿って説明した。

「基本報告書」ではデータの限界についてランダム・サンプリングを行っ

規範としての契約－イラン・イスラーム共和国の大学生の場合〔1〕

ていないことをあげているが、上記の方法によっている本調査もその点同様である。

本報告では、イランについてのみ取り上げるが、これを「基本報告書」における他の国のデータと比較する場合、調査時期の違いによる調査対象の差の問題や調査票の質問文の等価性の問題が発生する。また、主質問の中の「中東での戦争」という記載があったことでも、個別の事情を生じさせているかもしれない^(注16)。

なお、取引相手にアメリカを入れたが、実際には外交関係からイランとアメリカは直接の貿易関係になく第三国経由での取引となっていることや、政治組織に参加するかどうかと言う質問内容については質問の仕方に微妙なものがあり、回答者によるケースの現実性の理解や、他国で用いた質問票との設問の共通性に問題があるかもしれない。

第2章 データセットの概要

2-1 大学ごとのサンプル数

【表2-1-1】は調査を行った大学ごとのサンプル数である。法学専攻については、アラメ・タバタバイー大学、テヘラン大学、イスラーム自由大学、モフィード大学で調査を実施し、経営学部については、調査実施上の都合からアラメ・タバタバイー大学のみで調査を実施した。

【表2-1-1】大学別・学部別サンプル数

	法学専攻	経営学部	合計
アラメ・タバタバイー大学	186	407	593
テヘラン大学	133	—	133
イスラーム自由大学	50	—	50
モフィード大学	21	—	21
合計	390	407	797

2-2 ジェンダー別サンプル数

ジェンダー別のサンプル数を【表2-2-1】にまとめた。

【表2-2-1】ジェンダー別サンプル数

	法学専攻		経営学部		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
イラン・イスラーム共和国	160	230	167	240	327	470

ここで女性のサンプルが多いことに疑問を持つ向きもあるかもしれないが、イランの女性の大学進学率は日本からのイメージを超えて高い。法学専攻、経営学専攻の学生についてのジェンダー比率についての詳細は把握できなかったが、調査時点にかかる公式統計であるイラン統計年鑑1382 (Iran Statistical Year book 1382 [西暦2003-2004年版]) によると、イランの大学及び相当する高等教育機関に属する学生の男女比率は、男性91.6万人余に対して、女性97.5万人余であって、女性の方が多い^(注17)。

2-3 私法系科目履修程度

【表2-3-1】は、私法系科目の履修程度である。イランの大学では、教育科目については高等教育局に教育内容を決める委員会があって、そこで決められた科目については、日本の法科大学院的にいえば先端展開科目にあたる「Elective course」を除いてどの大学でも同じ科目を開講している。私が滞在時、アラメ・タバタバイー大学法学政治学部で開講されていた私法系の科目は下記の通りである。

****Basic course****

Introduction to Law

Civil law I-Persons

****Major course****

Commercial Law I-Persons

Commercial Law II-Companies

規範としての契約－イラン・イスラーム共和国の大学生の場合〔1〕

Commercial Law III
Commercial Law IV-Bankruptcy
Civil Law II-Property & Ownership
Civil Law III-Contracts
Civil Law IV-Non-Contractual Obligations
Civil Law V-Family
Civil Law VI-Specific Contracts (a)
Civil Law VII-Specific Contracts (b)
Civil Law VIII-Wills, Inheritance, Estates

Elective course

Maritime Law
Air Law
International Arbitration
Registration Law
Insurance Law
Banking Law
Intellectual Property Law

これでは、調査上科目数が多すぎるので藤本助教授の指示のもとで、民法、商法から、次の4科目ずつを選んだ。

[民法系科目]

Civil law I-Persons
Civil Law II-Property & Ownership
Civil Law III-Contracts
Civil Law IV-Non-Contractual Obligations

[商法系科目]

Commercial Law I-Persons
Commercial Law II-Companies

Commercial Law III

Commercial Law IV-Bankruptcy

上記リストでは Commercial Law III は、大学の書類に従って空欄としているが、具体的には手形・小切手法に相当する。

これら 8 科目について調査時点までにどの程度履修をしていたかのサンプル数を示すのが【表 2 - 3 - 1】である。「基本報告書」に沿って、履修の進んでいる学生とそうでない学生とを 3 区分して比較するため、少数科目履修（3 科目以下）、中程度履修（4 科目か 5 科目）、多数科目履修（6 科目以上）という分類に従い、それぞれの数値を表示する。

【表 2 - 3 - 1】私法系科目履修程度（法学専攻学生）

		私法系履修科目数									合計
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	
イラン・イスラーム共和	少数科目	18	6	62	9						95
	中程度					40	46				86
	多数科目							56	46	107	209
合計		18	6	62	9	40	46	56	46	107	390

「基本報告書」が対象としていた国々では、8 科目をすべて履修し終えた学生はいないことになっているが、イランでは、4 分の 1 を超える学生が 8 科目の履修を終えている。これは、大学自体が持つカリキュラムの問題と質問表作成の際の科目の選択の仕方によるものとみるべきであろう。

【表 2 - 3 - 2】では、経営学部生の私法系科目の履修状況である。設問は、民法、商法それぞれについて講義を聴いたことがあるかとしているが、ここではそれをあわせた数値を提示する。

【表 2 - 3 - 2】私法系科目履修の有無（経営学部）

	私法科目履修の有無		合計
	なし	あり	
イラン・イスラーム共和国	169	204	373

2－4 社会的関心度項目

「基本報告書」では、インドを除く21カ国／地域で社会的関心度と一般的な力についての態度を計測する質問を5問ずつ含めており、イラン調査でもこれを含めた質問票を用意した。それぞれの質問について主質問と同様5段階で回答を求めている点も同様である。

「基本報告書」では「ダミー設問」として分析しなかったとされているが、ここでは、家族の暮らしぶりについても含めて結果を報告し、分析の際に除外して扱う。

- 5－1 あなたの家族の暮らしぶりは
- 5－2 日常的に経済ニュースに関心を持っている
- 5－3 日常的に政治や政府の動向を報道するニュースに注意している
- 5－4 周りの人と、よく経済の話をする
- 5－5 周りの人と、よく政治の話をする
- 5－6 積極的に政治活動に参加している

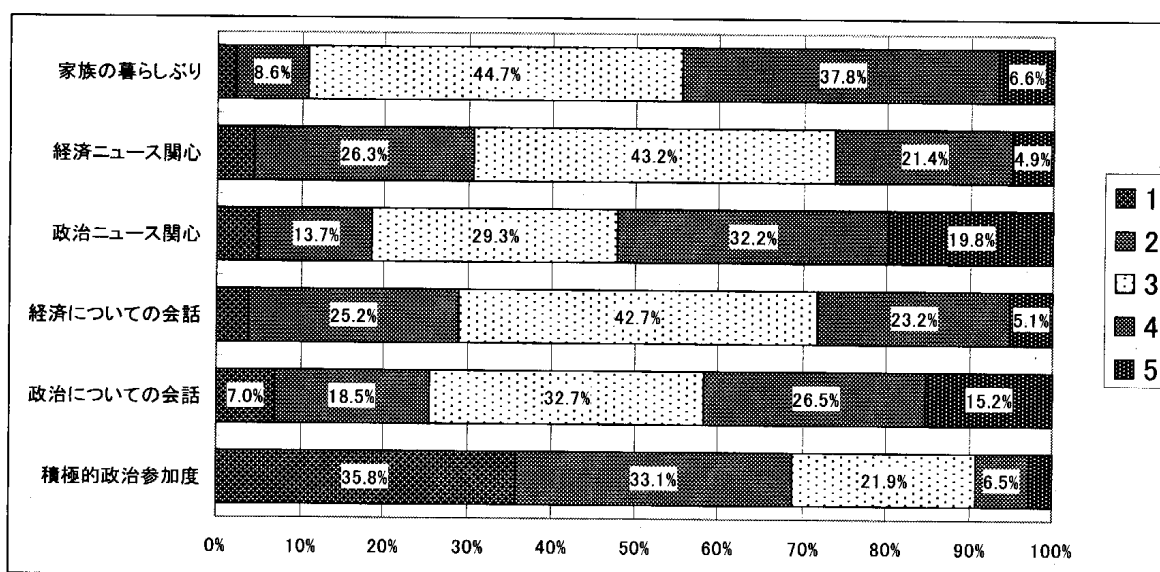
上記設問中、5－6については、22カ国／地域の質問票では「政治活動・組織」となっているが、翻訳の過程で調査に協力してくれたスタッフの間で違和感があるというアドバイスがあったため「組織」を削除した。このあたり、ペルシア語の「政治活動」「政治組織」のイメージと日本語その他の言語におけるそのイメージの違いに留意する必要がある。

【表 2 - 4 - 1】 社会的関心

	5	4	3	2	1
5-1 家族の暮らしぶり	よい	まあよい	ふつう	あまりよくない	わるい
	6.6%	37.8%	44.7%	8.6%	2.3%
5-2 経済ニュース関心	強くあり	ややあり	どちらでもない	あまりない	全くなし
	4.9%	21.4%	43.2%	26.3%	4.3%
5-3 政治ニュース関心	強くあり	ややあり	どちらでもない	あまりない	全くなし
	19.8%	32.2%	29.3%	13.7%	4.9%
5-4 経済についての会話	よくする	ときどきする	どちらでもない	あまりしない	全然しない
	5.1%	23.2%	42.7%	25.2%	3.8%
5-5 政治についての会話	よくする	ときどきする	どちらでもない	あまりしない	全然しない
	15.2%	26.5%	32.7%	18.5%	7.0%
5-6 積極的政治参加度	非常によくする	よくする	比較的参加する	すこし参加する	全く参加しない
	2.8%	6.5%	21.9%	33.1%	35.8%

* イランにおける5-2から5-6までの5項目の信頼性係数 (α) は、0.733 (N=696, N of Items = 5) である。22カ国/地域とイランを合わせてあわせて0.781 (N=15943, N of Items = 5) である。

【図 2 - 4 - 2】 社会的関心 (右が強い)



「基本報告書」に沿って、5-2から5-5の5つの設問について、元の回答値1を5点、2を4点、3を3点、4を2点、5を1点と計算し、その単純総和を「社会的関心度スケール」としてとらえ、平均値をアイテム数の5で除して最小1.0から5.0として計測すると次のようになる。平均値の95%信頼区間の上限と下限をあわせて提示する。

【表 2 - 4 - 3】

	平均値	信頼区間下限	信頼区間上限
社会的関心度	2.50	2.45	2.54

この数値は、「基本報告書」で取り上げている22カ国／地域と比較すると、ほぼ中位の位置づけになる。

「基本報告書」に沿って分析を進めるために、以下では社会的関心度のスケールを元にサンプルをカテゴリー化した変数を用いる。これは、グラフ等での直感的把握等の必要に答えるためでもある。ここでは、「基本報告書」に掲載された22カ国との比較をある程度可能にするために、22カ国／地域の社会関心度スケールからカテゴリー化された際の分岐点（上記の社会関心度）を用いてイランのサンプルをカテゴリー化し、社会関心度スケールを元に「関心度低い」「中間グループ」「関心度高い」という3つのカテゴリーの分布のクロス表【表 2 - 4 - 4】に示す。以下では、「基本報告書」同様に、「社会的関心度スケール」、カテゴリー化した変数を「社会関心度」として区別する。

【表 2 - 4 - 4】

	関心度低い <2.5	中間グループ 2.5< <3.3	関心度高い 3.3<	合 計
イ ラ ン	212	317	219	748
日 本	1063	1096	518	2677
韓 国	162	601	690	1453
台 湾	296	375	332	1003
中 国	109	248	526	883
香 港	358	154	59	571
フ ィ リ ピ ン	91	195	244	530
ベ ト ナ ム	101	197	123	421
タ イ	298	461	268	1027
イ ス ラ エ ル	156	290	218	664
エ ジ プ ト	225	204	125	554
イ タ リ ア	78	105	78	261
ス ウ ェ ー デ ン	174	253	189	616
ド イ ツ	182	273	217	672

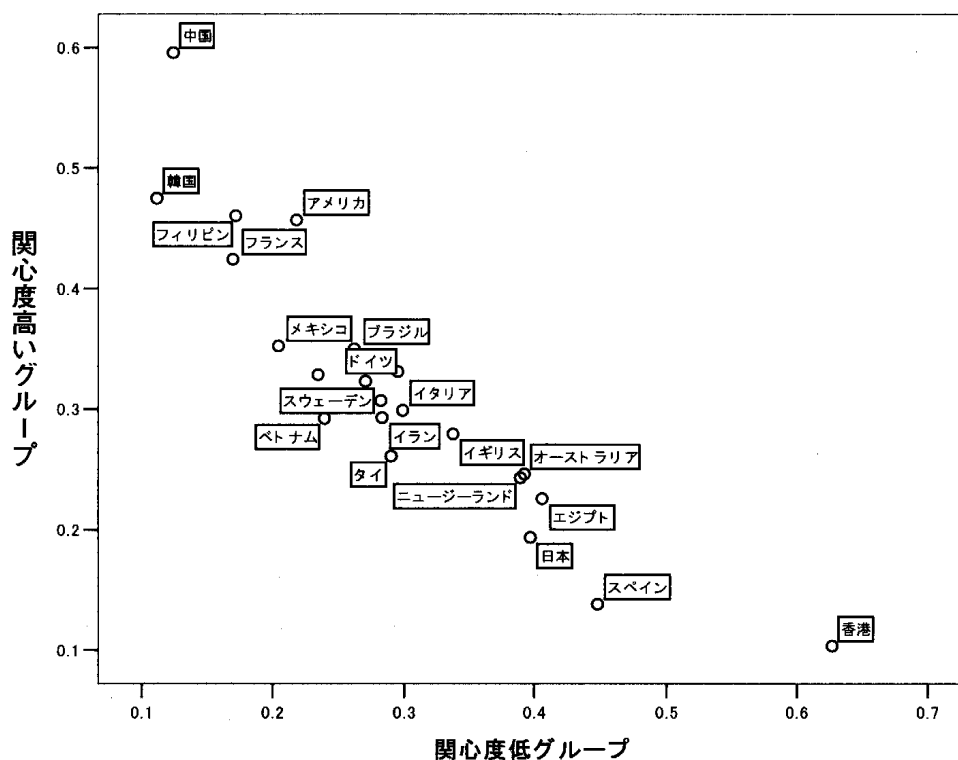
フ ラ ン ス	95	228	238	561
イ ギ リ ス	314	357	260	931
ス ペ イ ン	26	24	8	58
ア メ リ カ	185	275	387	847
メ キ シ コ	18	39	31	88
ブ ラ ジ ル	90	133	120	343
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	125	118	78	321
オ ー ス ト ラ リ ア	303	279	190	772
2 3 カ 国 合 計	4825	6207	4969	16001
イ ラ ン 以 外 の 22 カ 国 の 合 計	4449	5905	4899	15253

*「基本報告書」に掲載されていないが、藤本助教授に問い合わせたところ、22カ国／地域の社会関心度スケールの分布に基づく分岐点は、「関心度低い」「中間グループ」との間では2.5、「中間グループ」「関心度高い」の間では3.3とのことだったので、それに従って分類した。

なお、上記の分布をより視覚的に理解しやすくするために、それぞれのカテゴリーの比率を元に、「関心度高い」を縦軸、「関心度低い」を横軸に分布図を作成すると【図2-4-5】のようになる。(それぞれの軸は1が100%に相当する。)

見てのとおり、イランの位置はほぼ中位にある。

【図2-4-5】社会的関心度の分布



2-5 一般的な力に対する志向度

この調査では、一般的な力への志向度を計測するため、T. W. アドルノらがファシズムに対する社会的性格の研究で用いた権威主義的パーソナリティスケール（通称Fスケール）から5つの質問を取り上げ、下記の質問群を設けている。

- 6-1 意志が強ければ、どんな弱点も困難も克服できる
- 6-2 若者にとってもっとも必要とされることは、きちっとした規律、ゆるがぬ決意、そして家族と国のために働き、また戦おうとする心である。
- 6-3 私たちの名誉に対する侮辱は、常に罰せられるべきである。
- 6-4 我が国がもっとも必要としているのは、法や政策以上に、少数のリーダー、それも人々が信頼を置ける、勇敢にして疲れを知らぬ献身的なリーダーなのである。
- 6-5 人間は明確に、強き者、弱き者の2種に分けられる。

「基本報告書」では、これらの質問群により、「法が、最終的に国家権力による強制によってその実効性を担保されていることから、権力的なものへの志向度と法に対する態度とが関連していると考え、その検討のために調査票に取り入れた」とされている。これらは、社会的関心度の項目と同じく5段階で回答を求めた。

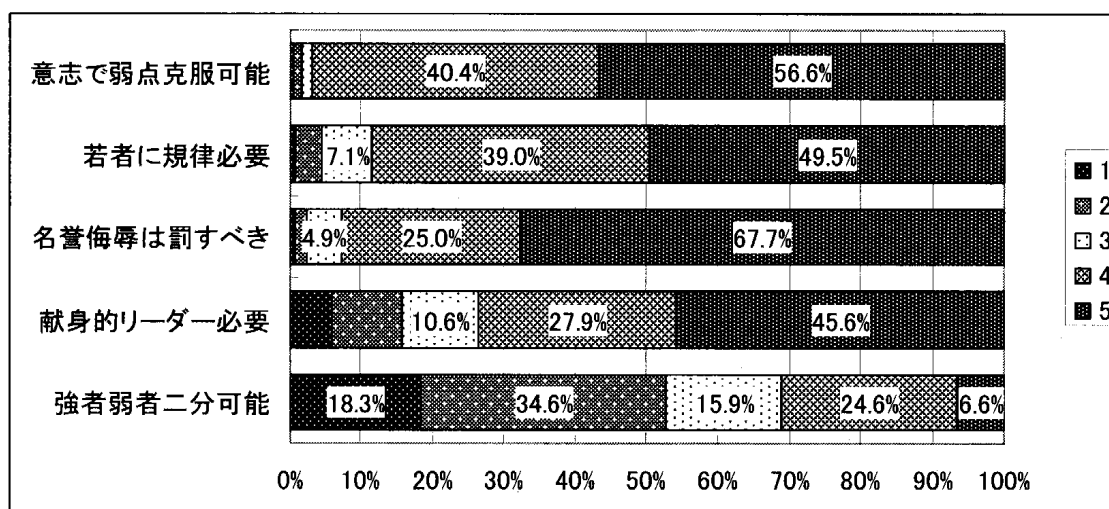
各質問についての度数分布を百分率で表したものが、【図2-5-1】である。

【図 2 - 5 - 1】 力への志向度の度数分布

	5	4	3	2	1
意志で弱点克服可能	強くそう思う 56.6%	そう思う 40.4%	ふつう 1.5%	そう思わない 1.2%	全くそう思わない 0.4%
若者に規律必要	強くそう思う 49.5%	そう思う 39.0%	ふつう 7.1%	そう思わない 3.6%	全くそう思わない 0.8%
名誉侮辱は罰すべき	強くそう思う 67.7%	そう思う 25.0%	ふつう 4.9%	そう思わない 1.8%	全くそう思わない 0.7%
献身的リーダー必要	強くそう思う 45.6%	そう思う 27.9%	ふつう 10.6%	そう思わない 9.8%	全くそう思わない 6.0%
強者弱者二分可能	強くそう思う 6.6%	そう思う 24.6%	ふつう 15.9%	そう思わない 34.6%	全くそう思わない 18.3%

* イランのデータの 6 - 1 から 6 - 5 までの 5 項目の信頼性係数 (α) は、0.672 (N=16148, N of Items = 5) である。22 カ国/地域とイランを合わせると 0.672 (N=16148, N of Items = 5) である。

【図 2 - 5 - 2】 力への志向度



ここで、社会的関心度と同様「基本報告書」に沿って 6 - 1 から 6 - 5 の設問について元の回答値 1 を 5 点、2 を 4 点、3 を 3 点、4 を 2 点、5 を 1 点として、その単純総和を「力への志向度スケール」としてとらえ、平均アイテム数の 5 で除して最小 1.0 から 5.0 とすると次のようになる。平均値の 95% 信頼区間の上限と下限をあわせて提示する。

【表 2 - 5 - 3】力への志向度の平均値

	平均値	信頼区間下限	信頼区間上限
力への志向度	3.43	3.39	3.46

力への志向度の平均値からすると、イランは、エジプト、フィリピン、ベトナム、ブラジルに次いでおり、タイや韓国と近い。日本、スウェーデン、イギリス、スペイン、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリアなどが、3.0を下回り、3.0を超えるのは発展途上国に多いという「基本報告書」が述べる傾向に沿った結果となっている。

さらに、「基本報告書」に沿って分析を進めるために、「社会的関心度スケール」とそれをカテゴリー化した「社会関心度」と同様、力への志向度のスケールを元にサンプルをカテゴリー化した変数を用いる。手続として、「社会関心度」をカテゴリー化したのと同様、22カ国／地域との比較をある程度可能にするために、22カ国／地域の力志向度スケールからカテゴリー化された際の分岐点（上記の力志向度）を用いてイランのサンプルをカテゴリー化し、「強い力志向」「中間グループ」「弱い力志向」という3つのカテゴリーの分布のクロス表を【表 2 - 5 - 5】に示す。以下では基本報告書と同様に、「力志向度スケール」、カテゴリー化した変数を「力志向度」と区別する。

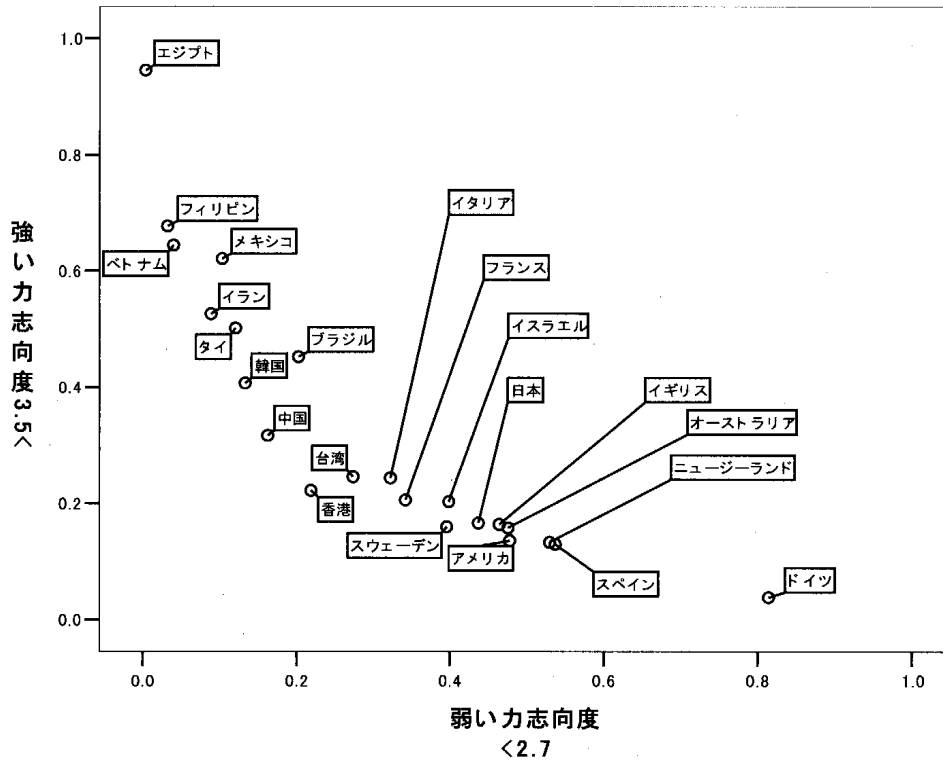
【表2-5-5】 調査国／地域と力志向度のクロス表

	力志向度			合計
	弱い力志向度 <2.7	中間グループ 2.7< <3.5	強い力志向度 3.5<	
イ ラ ン	67	290	396	753
日 本	1162	1054	441	2657
韓 国	192	664	587	1443
台 湾	274	482	246	1002
中 国	143	459	279	881
香 港	125	320	127	572
フ ィ リ ピ ン	17	153	356	526
ベ ト ナ ム	17	134	273	424
タ イ	130	407	540	1077
イ ス ラ エ ル	283	283	144	710
エ ジ プ ト	2	29	535	566
イ タ リ ア	86	116	65	267
ス ウ ェ ー デ ン	238	267	96	601
ド イ ツ	578	105	27	710
フ ラ ン ス	191	253	115	559
イ ギ リ ス	437	350	154	941
ス ペ イ ン	29	18	7	54
ア メ リ カ	412	333	117	862
メ キ シ コ	9	24	54	87
ブ ラ ジ ル	72	123	161	356
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	179	114	45	338
オ ー ス ト ラ リ ア	383	295	127	805
合 計	5026	6273	4892	16191
22カ国合計	4959	5983	4496	15438

* 「基本報告書」に掲載されていないが、藤本助教授に問い合わせたところ、22カ国／地域の力志向度スケールの分布に基づく分岐点は、「力志向度低い」「中間グループ」との間では2.7、「中間グループ」「力志向度高い」の間では3.5とのことだったので、それによって分類した。

【表2-5-5】をより視覚的に理解しやすくするために、それぞれのカテゴリーの比率を元に、「強い力志向度」を縦軸、「弱い力志向度」を横軸に散布図を作成すると【図2-5-6】のようになる。（それぞれの軸は1が100%に相当する。）

【図2-5-6】力志向度の分布



第3章 イランの主質問への回答平均値と度数分布

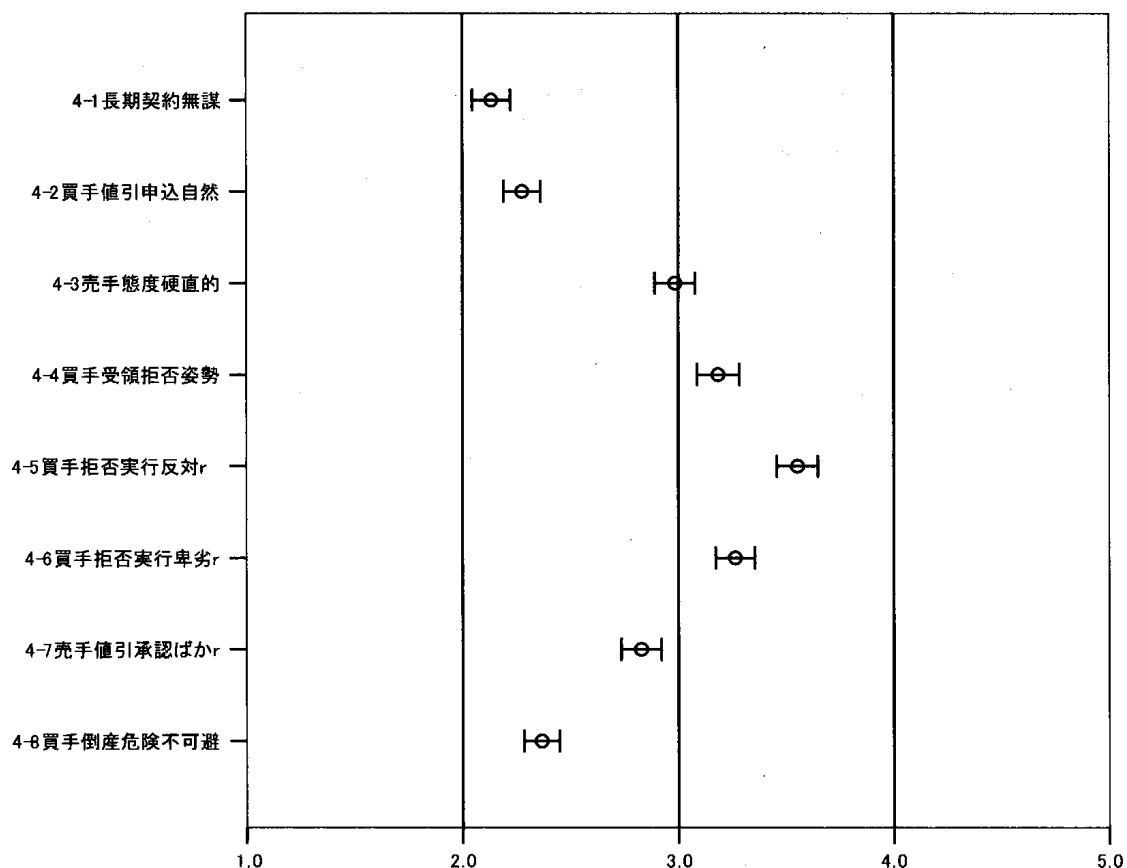
3-1 本章の目的

3-1-1 調査結果の概要

本章では、本調査の主質問の回答平均値と度数分布の報告を行う。本調査では具体的な紛争事例のストーリーが段階的に示され、その段階それぞれでの当事者の行動への評価を問う (注18) (注19)。

本来、設問などを詳細に示した上で結果を示すべきであるが、読者にある程度結果の見通しをもってもらうため、詳細な分析の前にこれらの操作後の主質問への回答平均の数値を【図3-1-1-1】として示す。

【図 3 - 1 - 1 - 1】 イランにおける主質問への回答平均値の95%CI



また、これを「基本報告書」で対象とされた22カ国／地域の平均と比較すると【表 3 - 1 - 1 - 2】のようになる (注20)。

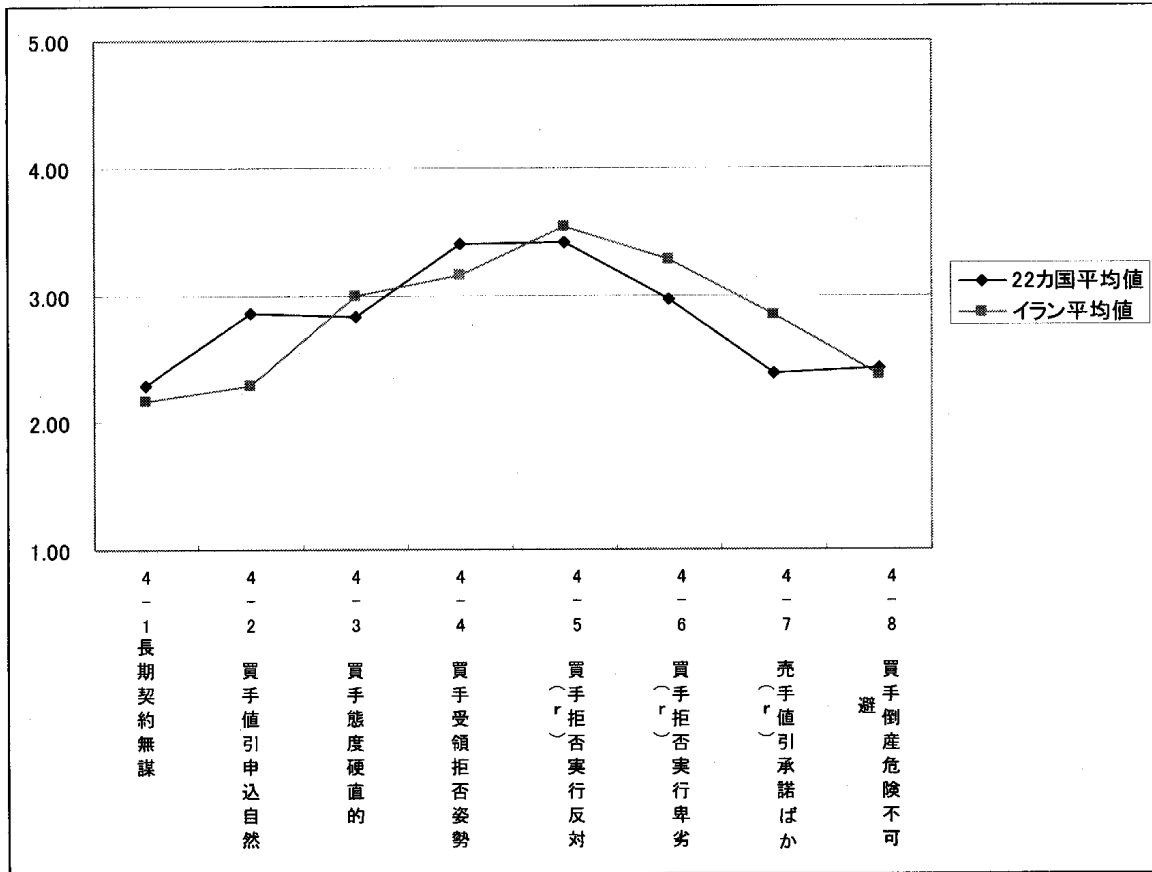
【表 3 - 1 - 1 - 2】 主質問の記述統計 (22カ国／地域とイランの比較)

	22カ国／地域			イラン		
	度数	平均値	標準偏差	度数	平均値	標準偏差
4-1 長期契約無謀	16727	2.28	1.0387	716	2.16	1.146
4-2 買手値引申込自然	16703	2.86	1.118	719	2.29	1.088
4-3 買手態度硬直的	16718	2.83	1.0902	712	2.99	1.159
4-4 買手受領拒否姿勢	16662	3.40	1.053	703	3.15	1.262
4-5 買手拒否実行反対 (r)	16637	3.42	1.0503	702	3.54	1.202
4-6 買手拒否実行卑劣 (r)	16576	2.97	1.0438	695	3.28	1.161
4-7 売手値引承諾ばか (r)	16626	2.38	0.9668	689	2.85	1.155
4-8 買手倒産危険不可避	16544	2.42	0.9488	689	2.37	1.043
有効なケースの数	16205			618		

規範としての契約－イラン・イスラーム共和国の大学生の場合〔1〕

上記のデータを視覚的に示すと【図3-1-1-3】となる。

【図3-1-1-3】主質問の回答平均の22カ国データとイランの比較

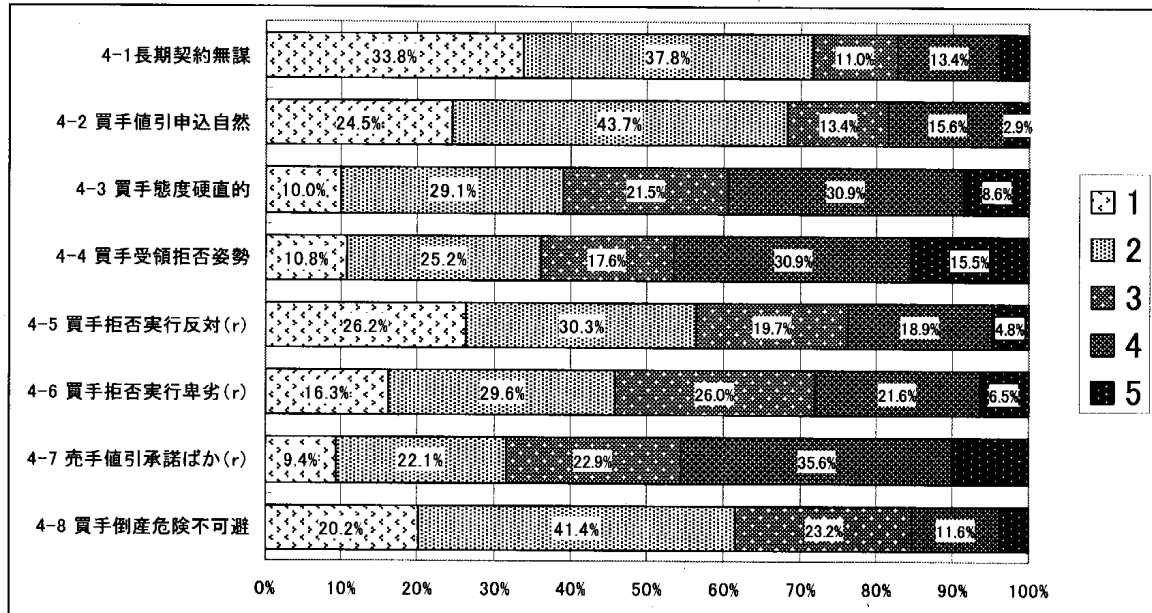


各設問の平均値について独立性の差の検定（いわゆる t 検定，危険率 5 %）を行うと，設問 4-8 をのぞいて有意となる。危険率を 2.5%，0.1% まで下げても 5% と同様の結果であるが，危険率 0.1% にすると，設問 4-1，4-5，4-8 では有意とならないが，設問 4-2，4-3，4-4，4-6，4-7 で有意となる。つまりこの 4 つは相当明確な差があるといえる。

以下では，「基本報告書」に沿って一応危険率を 5% として評価を行い，必要に応じて危険率 0.1% の場合に言及して分析を進める。

なお，ここでイランの各質問への選択肢への回答比率を【図3-1-1-4】で示しておく。

【図3-1-1-4】イランの各設問の選択肢の回答比率（右が契約信頼遵守志向）



3-1-2 本稿における調査結果の解釈の方針

基本報告書ほか、22カ国／地域で実施された調査の結果を読むと、調査結果の分析の視点として「契約遵守志向かどうか」という点からのみ評価する記述がなされている。

この方針は、調査の経緯からしても当然であるし、調査結果の全体を把握する上での単純化という点で有用ではあるが、本稿では、イランにのみ注目して分析するので、もう少しリアリティを持たせるために、質問票の事情に沿った取引関係の現場での行動に対する評価という点から解釈を加える。具体的には、契約後の事情の変更によって損をする側と得をする側という立場にいる者が、そのそれぞれの行動にどのような評価を与えるかという点にも触れていこうということである。

この点を含め、本稿でのデータの評価の方針は、基本報告書とやや異なる部分がある。それらについては各設問で言及しつつ、詳細を注で補いながら分析を進めることとする。

3-2 設問ごとの回答平均値の解釈

3-2-1 国際情勢の変動の取引への影響の認識とリスク回避

本節では、設問の流れに沿って、イランの回答平均値についてやや詳細な解釈を与える。調査票で展開されるストーリーの冒頭は次のようなものである。

1990年1月、A国の会社とB国の会社が、商品Cについて、次のような輸出入契約を結びました。その当時、中東方面での戦争の継続が予想されており、その商品の国際価格は、1万トンあたり2億ドルでした。しかしこの締結された契約の内容は、A国の会社が、1991年から5年間、B国の会社から、商品Cを国際価格の半分の1億ドルで年間5万トンずつ輸入するというものでした。

ところが、一年後（1991年1月）、契約が履行されはじめた段階では、急きょ戦争が終結したため、価格は当初の国際価格の四分の一の5千万ドルに下落していました。

A国の会社は、経営内容が余りよくありませんでした。契約履行期から2ヶ月後の3月、割高のタンカーを使用することによる経営悪化をおそれた、A国の会社は、初年度分となる5万トンのうち1万トンを翌年回しにすることをB国の会社に申し入れました。B国の会社はこれを了承しました。

ところが、翌年の1992年になっても商品Cの国際価格は下落し続け、4千万ドルになりました。そこでA国の会社は、価格の再交渉を申し入れました。しかし、B国の会社はそれを拒否しました。

この申入れは、その後、1992年から1993年にかけて何回となくA国の会社から繰り返されました。しかし、交渉はなされたものの、価格改定につき実質的な進展は見られませんでした。

そして、次のように問われる。

4-1 ここでの商品Cのように国際価格の変動の激しい商品について、5

年もの長期契約を結ぶことは無謀である。

- 1 まったくそのとおりである。
- 2 そのとおりである。
- 3 どちらともいえない。
- 4 そうではない。
- 5 まったくそうではない。

この設問は、中東方面での戦争による影響で国際価格の変化があり得る商品について、長期の取引をおこなうことに対する評価を問うものである。単純化すれば取引に対するリスク選好についての問いである。この設問は契約意識という、本調査の主目的とは異なる内容の設問であるが、回答者への導入として設けられたものである。

この問いに対しては、上述の通り、イランの回答平均値は2.16であり、22カ国／地域の回答平均値の2.28とくらべ危険率5%水準であれば有意差がある。つまり、22カ国／地域のケース群の傾向に比べ、国際情勢の変動の取引への影響に敏感であり、長期にわたる契約はするべきではないということになって、リスクを回避する志向が強いという結果となっている。イランのケース群は回答の比率をみると、「まったくそのとおり（無謀）である」「そのとおり（無謀）だと思ふ」をあわせると71.6%に上る。

ちなみに、22カ国／地域すべてとイランを危険率5%の水準で比較した場合、台湾、中国、タイ、イタリア、フランス、イギリス、スペイン、メキシコ、ブラジル、ニュージーランドとの間で有意差なしという結果になる。有意差が見られる国／地域でイランよりもリスク回避志向が強いのは、スウェーデンとベトナム、リスク選択志向が強いのはアメリカ、ドイツ、イスラエル、フィリピン、オーストラリア、インド、香港、韓国、エジプトであった。このように、イランを含め、取引におけるリスク選好は、地域性よりも、各国の個別の事情が反映するものと思われる。

【表3-2-1-1】 国際情勢の変動の取引への影響の認識とリスク回避
4-1 長期契約無謀

	度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効 1	242	30.4	33.8	33.8
2	271	34.0	37.8	71.6
3	79	9.9	11.0	82.7
4	96	12.0	13.4	96.1
5	28	3.5	3.9	100.0
合計	716	89.8	100.0	
欠損値 システム欠損値	81	10.2		
合計	797	100.0		

3-2-2 契約締結後の市場価格の変動と当事者の対応

続いて次のような設問がある。

4-2 商品Cの国際価格が大きく変わった以上、契約内容を変えることは当然であり、A国の会社にとっての行動は自然なものというべきであろう。

- 1 まったくそのとおりである。
- 2 そのとおりである。
- 3 どちらともいえない。
- 4 そうではない。
- 5 まったくそうではない。

これは、契約締結後の市場価格の変動に対して損をする側の当事者からの価格の再交渉を試みるアクションに対する評価を問う設問である。イランのサンプル群の回答平均は2.29となっており、22カ国平均の2.86に比して危険率5%ではもちろん、危険率0.1%でも有意に差がある。これは、イランのサンプル群は、国際情勢の変動による価格変化に対して損をする側が、契約の変更を求めることは自然だと考える傾向があるということになる。イランの

大学生は、損失の回避のために契約とは異なる主張に涵養であり、もし当事者であればこれと同じ行動をする傾向が強いといえるかもしれない。

選択肢に対する回答の比率をみると、「まったくそのとおりだ（契約の変更を求めるのは当然）である」「そのとおり（契約の変更をもとめるのは当然）だと思う」をあわせると68.2%である。

契約締結後の市場価格の変動に伴って損をする側が契約の変更を求めることに対する評価の選択肢の回答比率を示すと【表3-2-2-1】のようになる。

【表3-2-2-1】 契約締結後の市場価格の変動による契約変更の申し出
4-2 買手値引申込自然

	度 数	パーセント	有 効 パーセント	累 積 パーセント
有効 1	176	22.1	24.5	24.5
2	314	39.4	43.7	68.2
3	96	12.0	13.4	81.5
4	112	14.1	15.6	97.1
5	21	2.6	2.9	100.0
合計	719	90.2	100.0	
欠損値 システム欠損値	78	9.8		
合計	797	100.0		

この点をイランと他の22カ国／地域と個々に危険率5%の水準で比較すると、イランは、スペイン、メキシコと有意差なしという結果で、他の国はすべてイランより回答平均値が高く有意差が有るという結果となる。スペインとメキシコはサンプル数が小さいことを考えると、ともかくもイランは他の国／地域に比して、事情変更による価格変更の申し出に共感的であり、契約遵守志向が弱いことになる。

3-2-3 契約締結後の事情変更による契約変更の申し出への硬直的対応
さらに、次の設問が示される。

4-3 商品Cの国際価格がこれだけ大きく変動したので、B国の会社が長い間A国側の価格再交渉の申入れに応じなかったのは、長期取引に望む態度として硬直的にすぎる。

- 1 まったくそのとおりである。
- 2 そのとおりである。
- 3 どちらともいえない。
- 4 そうではない。
- 5 まったくそうではない。

この設問の趣旨を一般的に言えば、長期契約において事情の変更が発生したときに、それによって利益を上げる側が、損失を出す側からの申し出に対してどのような態度をとるべきかということになる。別な言い方をすれば、長期の契約においては事情の変更があり得るのであり、その事情が発生したときには自らの利益を犠牲にしても柔軟な態度をとるべきと考えるかどうかを問うているともいえる。

イランの回答平均値は2.99であり、他の22カ国／地域の回答平均値2.83に比べて危険率5%の水準でも、危険率0.1%の水準でも高くなっている。つまり、イランの大学生は、長期契約において事情変更があった場合、利益を上げている側は損失を出す側からの申し出に応じる必要はないという、設問の文言に従えば「硬直的」な対応をとることに共感的であり、契約遵守志向が強いともいえるのと同時に、利益確保志向に対する共感の度合いが強いといえよう。

長期契約において事情の変更が発生したときに、それによって利益を上げる側が、損失を出す側からの申し出に対してどのような態度をとるべきかについての評価の選択肢の回答比率を示すと【表3-2-3-1】のようになる。

【表3-2-3-1】 契約締結後の市場価格の変動による契約変更の申し出への態度：
4-3売手態度硬直的

	度 数	パーセント	有 効 パーセント	累 積 パーセント
有効 1	71	8.9	10.0	10.0
2	207	26.0	29.1	39.0
3	153	19.2	21.5	60.5
4	220	27.6	30.9	91.4
5	61	7.7	8.6	100.0
合計	712	89.3	100.0	
欠損値 システム欠損値	85	10.7		
合計	797	100.0		

なお、この点を、設問4-2と合わせて考えれば、契約の遵守傾向という点では、損失を被る立場になると契約はさておいて現実志向となり、強い立場になると契約遵守志向となることになる。一方、これを、当事者の利益という点を強調して解釈すれば、損失回避志向への共感とともに利益確保志向への共感がはっきりしており、契約遵守という観点より利益確保・損失回避という点に一貫した共感を示しているといえる。

3-2-4. 事情変更後の価格変更拒否を受け手の損失側の第二の行動

質問票では、さらに次のようにストーリーが展開し、質問が続けられる。

B国の会社が価格改定の要請に応じないため、A国側の経営者は商品Cの受取りを拒否しようとしています。

4-4 あなたはこの行動につきどのように思いますか。

- 1 全面的に賛成である。
- 2 まあ賛成である。

規範としての契約－イラン・イスラーム共和国の大学生の場合〔1〕

- 3 どちらともいえない。
- 4 どちらかといえば反対である。
- 5 全面的に反対である。

この質問は、損失を受ける側が、価格改定提案を拒否されたことを受け、商品の受け取りを拒否しようとするものである。意図としては受け取りを拒否することで支払いを拒否するということであろう。

イランの回答平均値は3.15であり、他の22カ国／地域の3.40と比べて、危険率5%でも、危険率0.1%でも、有意に低い結果が出ている。つまり、このような行動を肯定的に評価しているということになる。この結果を契約遵守志向という点で評価すれば、契約遵守志向は弱いということになり、損失がある場合、それを回避するために契約と異なる行動をとることに対して共感的であったり、理解を示したりしているということになる。

この設問に対する回答分布は【表3-2-4-1】である。

【表3-2-4-1】

4-4 買手受領拒否姿勢

	度 数	パーセント	有 効 パーセント	累 積 パーセント
有効 1	76	9.5	10.8	10.8
2	177	22.2	25.2	36.0
3	124	15.6	17.6	53.6
4	217	27.2	30.9	84.5
5	109	13.7	15.5	100.0
合計	703	88.2	100.0	
欠損値 システム欠損値	94	11.8		
合計	797	100.0		

3-2-5. 「契約」という観点からの評価

ストーリーはさらに展開し、次のような質問が続く。

この事件は、次のような経緯をたどることとなりました。A国の会社は、商品Cの受取りを拒否しました。その結果、商品C 5万トンがA国の港に放置される騒ぎとなり、その放置状態が3ヶ月続きました。

1993年10月、A国の会社とB国の会社の再交渉の結果、商品Cの価格は10%割り引かれ、9千万ドルとすることで再交渉が妥結しました。

これをふまえて、あなたは次の意見についてどのように考えますか。

4-5 契約を締結した以上、それを守るべきであり、A国の会社のとった一連の行動には賛成できない。

- 1 まったくそのとおりである。
- 2 そのとおりである。
- 3 どちらともいえない。
- 4 そうではない。
- 5 まったくそうではない。

このストーリーの展開を、損失を被るA国の会社の視点で説明すれば、損失回避のための再交渉を求める行動と、それができないので受領拒否をするという契約を遵守しない強硬な行動によって相手方の譲歩を引き出すことに成功したということになる。つまり、この設問は、契約の事情の変更後、損失を被る側が契約を遵守しないことで契約を遵守した場合に比べると利益を得たことをふまえつつ、「契約を締結した以上、それを守るべき」であることを明記して、A国の会社の契約を遵守しない一連の行動についてどのように考えるかというのが設問である。

この設問は、選択肢の番号が大きい数値であるほど、契約遵守傾向が小さいので数値を逆転させ、大きな数値ほど契約遵守傾向が強くなるように修正したポイントで計算すると、イランの回答平均値は3.54、他の22カ国/地域

規範としての契約－イラン・イスラーム共和国の大学生の場合〔1〕

の回答平均値は3.42となっており、危険率5%で有意、危険率0.1%で有意とされない。この設問の分析では、設問4-2, 4-3, 4-4に比べるとその差は小さいのだが、一応、損失を被るA国の会社の一連の行動に対して、「契約を締結した以上、それを守るべきである」という観点から批判的な傾向を示している。

回答分布は、【表3-2-5-1】に示す。

【表3-2-5-1】

4-5 買手拒否実行反対 r

	度 数	パーセント	有 効 パーセント	累 積 パーセント
有効 1	34	4.3	4.8	4.8
2	133	16.7	18.9	23.8
3	138	17.3	19.7	43.4
4	213	26.7	30.3	73.8
5	184	23.1	26.2	100.0
合計	702	88.1	100.0	
欠損値 システム欠損値	95	11.9		
合計	797	100.0		

3-4-6. 「道義」という観点からの評価

これに続いて、次のような設問が続く。

4-6 A国の会社にとっての一連の行動は、道義的に見て卑劣と言うべきものである。

- 1 まったくそのとおりである。
- 2 そのとおりである。
- 3 どちらともいえない。
- 4 そうではない。
- 5 まったくそうではない。

この設問は、「道義的に見て卑劣」と明記することで、取引のプロセスにおける行動についての共感度や寛容度、あるいは「契約」という観点を一応切り離し、A国の会社の一連の行動についての道義的側面からの評価を求めものとなっている。

この設問も、設問4-5と同様に、選択肢の数値を逆転させたポイントで計算するとイランの回答平均値は3.28であり、他の22カ国／地域の回答平均は2.97で、危険率5%でも、危険率0.1%でも有意という結果となっている。

つまり、他の22カ国／地域と比して、イランはA国の会社のとった一連の行動に対して、道義的に強い非難が相当であると評価していることになる。

設問4-5と合わせて考えると、契約に基づく規範的評価にせよ道義的な評価にせよ、イランの大学生は、他の22カ国／地域の人々に比べより厳格な評価をするという傾向があるといえることができる。この点、利益確保に対する共感や理解を強く示す設問4-2から4-4までの傾向を「本音」、設問4-5、4-6を「建て前」といえるとすれば、本音と建て前の違いが他の22カ国／地域の平均値に比べはっきり出ているといえることができる。

【表3-2-6-1】

4-6買手拒否実行卑劣r

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効 1	45	5.6	6.5	6.5
2	150	18.8	21.6	28.1
3	181	22.7	26.0	54.1
4	206	25.8	29.6	83.7
5	113	14.2	16.3	100.0
合計	695	87.2	100.0	
欠損値 システム欠損値	102	12.8		
合計	797	100.0		

イランの回答分布図を【表3-2-6-1】に示す。

3-2-7. 売り手の譲歩に対する評価

4-7 いったん長期契約の形で価格が決定されたのに、B国の会社が最終的に価格の割引に応じたのは馬鹿げている。

- 1 まったくそのとおりである。
- 2 そのとおりである。
- 3 どちらともいえない。
- 4 そうではない。
- 5 まったくそうではない。

この設問は、B国の会社は有効な契約を結んでおり、相手方からの値引き要求や受取拒否という契約を無視した行動をうけた上、契約を遵守した場合に比べ利益が減るにもかかわらず、最終的に価格の割引に応じた行動についての評価を問うものである。

ここでも、選択肢の番号の数値が契約遵守傾向と逆になっているので修正したポイントを集計すると、イランの回答平均値は2.85、他の22カ国／地域の回答平均値は2.38となっており、危険率5%でも、危険率0.1%でも有意という結果になっている。

つまり、イランの大学生は契約がある以上、このようなプロセスを経ても値引きに応じる必要はないという見解に共感的であり、値引きに応じないことに理解を示す傾向があるということである。これは「契約」を遵守すべきと考えるからという解釈も成り立つが、事情の変更で利益が大きくなった場合にその利益を確保することに対して肯定的であるということであって、設問4-2、4-3、4-4からうかがわれる、損失回避・利益確保志向ゆえであると解釈することもできる。

【表3-2-7-1】

4-7 売手値引承認ばかり

	度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効 1	69	8.7	10.0	10.0
2	245	30.7	35.6	45.6
3	158	19.8	22.9	68.5
4	152	19.1	22.1	90.6
5	65	8.2	9.4	100.0
合計	689	86.4	100.0	
欠損値 システム欠損値	108	13.6		
合計	797	100.0		

3-2-8. 倒産という事情の下での評価

主質問の最後の設問として、次のようなストーリーの補足と設問がなされる。

実はこの事件の背景には、この商品Cの価格の下落によって、A国の会社がこのまま契約を履行すると、倒産の可能性があるという事情がありました。

これをふまえ、あなたは次の意見につきどのように考えますか。

4-8 倒産してしまえば契約を守ることはできないのだから、A国の会社のとった行動はやむを得ない。

- 1 まったくそのとおりである。
- 2 そのとおりである。
- 3 どちらともいえない。
- 4 そうではない。
- 5 まったくそうではない。

規範としての契約－イラン・イスラーム共和国の大学生の場合〔1〕

この設問は、契約の履行により会社自身の倒産の可能性がある場合、契約があるにもかかわらず値引きの要請をしたり、商品の受取拒否をしたりすることについての評価を問うものである。基本報告書では、こうした状況でさえ契約通りにおこなうべきという考え方を契約遵守傾向と評価している。

イランの回答平均値は2.37、他の22カ国／地域の回答平均値は2.42となっており、危険率5%でも有意差がなかった。

つまりこの点については、損失を被る側が危機的状況にあるのであれば、イランと他の22カ国／地域の回答平均値の契約遵守傾向は同程度ということになる。いいかえれば、危機的状況下での損失回避志向という点でも、イランと22カ国／地域の回答平均値は同程度と見ることができる。

なお、この点の回答分布は下記の通りである。

【表3-2-8-1】

4-8 買手倒産危険不可避

	度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効 1	139	17.4	20.2	20.2
2	285	35.8	41.4	61.5
3	160	20.1	23.2	84.8
4	80	10.0	11.6	96.4
5	25	3.1	3.6	100.0
合計	689	86.4	100.0	
欠損値 システム欠損値	108	13.6		
合計	797	100.0		

(以下、次号につづく)

注

(注1) この調査の成果は数多く存在するが、その中心的な報告は加藤ほか [2003] に掲載されている加藤・藤本 [2003] と藤本 [2003] である。調査結果の全体像より問題意識を鮮明にしたものとして加藤・藤本ほか [2003a-c] がある。この調査に直接関係する文献のリストは藤本 [2003: pp. 118-122] や河合・加藤編著 [2003: pp. 281-289] に掲載されている。この調査については全体として数多くの財政支援を受け、イランのデータを含む本稿の調査・分析もその成果の恩恵に浴しているが、イラン調査は他の調査のまとめを終えたあとに実施されたため、調査にかかる費用は藤本助教授と私の私的な支出によってまかなわれた。なお、本稿は、帰国後に得ることができた科学研究費萌芽研究「現代イスラーム社会における国家法の担い手の研究—イランの法律家を事例として—」(研究代表者: 米田憲市 (健一), 課題番号: 15653001) の成果の一部である。

(注2) 私のイラン滞在は、当時の所属部局である法文学部法政策学科の配慮とアラメ・タバタバイー大学副学長(当時)のホセイン・ラフマンセレシュト教授、同大学教育学部のモハマンド・レザー・サルカール・アラニー助教授の尽力によって可能になったものである。イランでの調査研究全般にわたって、両氏の支援に加え、イーラジ・バーバーイー講師、ホマーユーン・ハビービー講師、ハミッド・レザー・ラフマニーザーデ・デッコルディー講師、ネットワーク管理担当のモハマド・ネイサーリ氏(以上肩書き等は当時)ほか、アラメ・タバタバイー大学法学政治学部のスタッフと施設の絶大な支援を得た。また当時イランに留学していた日本人学生諸氏、テヘラン大学文学部日本語学科の卒業生と在学生には、私とともに調査票の配布回収をしてもらうなど手足となって働いてもらった。また、この調査に真摯に回答してくれたイランの学生たちにあわせてお礼を述べたい。そして、ペルシア語を扱うことのできない私のイランでの活動はもちろん日常の研究活動については、“つれあい”のバックアップがあってこそ成立することを記して感謝したい。本稿は、ここに記したほか、多くのイラン、日本の支援者の存在によってなったものであるが、調査内容から実施、分析を含め本稿にかかわるすべてについての責任は、私にあることを明記しておく。

(注3) エジプトでの調査が政府の許可が得られず実施できなかったことについては、

規範としての契約－イラン・イスラーム共和国の大学生の場合〔1〕

加藤ほか [2003: pp. 85 (岡田幸宏執筆部分)]。イランでの調査も類似する問題があることについては、原 [2000: p. 61-62]。本稿にかかる調査の実施でこの問題がどのように現れたかは、後掲(注12)に記す。

(注4) ここで注意を促しておきたいのは、「中東でイスラームが生活文化に強い影響を与えている国／地域」という表現について、かなり気を遣っているつもりだと言うことである。羽田 [2005] は、「イスラーム世界」という語について、様々な誤解を前提に用いられてきたことと学術的にも混乱した状況にあることを指摘し、江戸時代以降の用語のあり方や学問的位置づけ、我が国の世界史教育の事情を網羅的に検討し、「イスラーム世界」という語は世界史を記述する上で適切でないとし、自らはこれと「訣別」という。私自身は、本稿が財政的に依拠する科学研究費の申請でも、イスラームが強い影響を与えている社会生活が観察される地域という経験的な"世界"を指して用いている"つもり"で「イスラーム社会」という語を用いてきたし、私が用いる意味ではかなり有用で学問上不可欠な概念であると思うが、不用意に使うとなると「イスラーム世界」という概念が抱えていたのと共通の問題点を含んでしまう可能性は否定できない。

(注5) 中東学会が作成・公開している「日本における中東研究文献データベース1989-2006検索」(URL:<http://www.soc.nii.ac.jp/james/database.html>) で「イラン」で検索したところ、本稿と類似の試みは存在しない。なお、これまでの中東に関する我が国の社会学的な研究の動向について概観したものとして奥山＝加納 [2000]。同書のうち、イラン、アフガニスタンに関する調査研究をレビューし今後の研究への誘いについて記している原 [2000] には、イランでのフィールドリサーチの現状について踏み込んだ記述がある。

(注6) 加藤 [2003: p. 30] ではこの調査の方法を「実験計画法のように条件を完全に統制できないまでもできるだけ実験計画法に近い明確な評価を下せるように工夫した調査法を指す」ものとして「準実験計画法」、また同 [p. 39] では「シナリオリサーチ」と称している。

(注7) 加藤ほか [2003: pp. 30-34 (加藤・藤本執筆部分)] に詳しい。

(注8) Macaulay [1963] など。

(注9) この点について、加藤・藤本ほか b [2003: p. 154] では、法や裁判の「物

神性」を鍵に理解を試みる。また、市民による法を道具として扱う事象を扱う研究として阿部 [2004]。

(注10) 日本については加藤教授、藤本助教授からの要請に基づいたもので、調査母体が日本の研究者が中心に構成されケース数も一番多く、「日本人の法意識」という法社会学の古来の研究テーマに資することや、調査母体の構成員が日本人中心に構成され、比較作業上理解しやすいのが日本であることによるものと思われる。

アメリカについては加藤教授からの要請によるものであるが、外交関係ほか直接の貿易関係がないなど当該国の政治経済の事情から躊躇はあったので、現地の協力者と調査票を念入りに点検しながら採用に踏み切った。

最後のトルコについては、藤本助教授に相談したところ、外交関係や国民感情からのばらつきを確保したいとのことで、イランから見た日本との関係とアメリカとの関係でみると外交上の友好関係の差異が明確なので、その中間として現地での協力者との相談に基づいて選んだ。

(注11) この点、質問文を日本語にすれば、「イラン歴1382年10月11日（西暦2003年1月1日）の、あなたの年齢をペルシア語での数字とラテン数字で答えてください。」としていた。イランでは日常的にイラン歴（ヒジュラ歴）を用いており、生活の中で西暦を使う頻度が我が国の元号に比しても著しく低く、イラン歴から西暦への変換も「元旦」が異なる（イラン歴の新年は、春分の日に太陽が春分点をすぎる時刻を基準としている）ので、単純に年齢を聞くと西暦の元旦で質問している他の国／地域の回答との齟齬が生まれる。それに対応しようとして上記の質問文となったが、このことにより、変換作業自体を嫌って回答しなかった場合があることが考えられ、また、年齢についてなされた回答も西暦を用いる国での回答に比べるとその精度に疑問がある。この点、「基本報告書」で他の国についてどのように扱われていたか不明であるが、イラン調査の分析では、こうした事情を鑑みて、この一事をもってエラーとはせずに分析をおこなう。ただ、年齢に関しての分析が必要な場合は、年齢について空白だったサンプルを除いて分析することにする。

なお、一例として、イランを地域研究の対象とする専門研究者の扱いを示しておく。「イラン歴は、西暦622年の春分の日を元旦とする太陽暦で、12の月から成る。イラン歴を西暦に換算する場合、第1月から第10月の10日頃までは、621年を

規範としての契約－イラン・イスラーム共和国の大学生の場合〔1〕

足し、第10月の11頃から年度末までは622年を足すことになる。したがって、年月日の全情報が明らかな場合のみ、正確に西暦に換算することができる。本書では、煩雑さを避けるため、原則として621年を足し、(そうして算出したものは=米田注)「年度」で表示した。」(桜井 [2001])。

(注12) イランでのフィールドリサーチは、通常、現地の有力者に直接紹介してもらうか、その紹介状(「ナーメ」)を得ることが成功の秘訣とされている。私の場合、(a) (b) の手法については、アラメ・タバタバイー、モフィード、イスラーム自由大学では(a)の手法が、テヘラン大学では(b)の手法が用いられた。

これについては、イランの社会生活上の特徴の一端を示す部分があるので少し深く言及しよう。

調査の許可という点では、次のように展開していった。

私がこの調査を実施することをアラメ・タバタバイー大学のスタッフに相談した際、質問票を持ってくるようにと言われた。そこで、翻訳のためにイラン人の助手を雇って、私が研究作業をしていた教員用パソコン室で作業をしていたのだが、その際に、同大学のスタッフに訳語などについていろいろ相談することとなった。裏での具体的な事情はよくわからないのだが、アラメ・タバタバイー大学の法学政治学部のスタッフをはじめ関係者が尽力してくれたらしく、その一人に調査票の翻訳のチェックを依頼した際に一部コピーを持ってこいと言われ、その数日後、別件で相談に行った際に突然「今日、実施の許可書が出たから」といわれた。実際、現地の知り合いにアンケートをするというと、ほとんどの人から、やめた方がよいと諭され、場合によってはわかったというまで説得されたので、やはり、極めてまれな事情で調査が可能になっていたということだと思われる。

その後の現場での調査実施の承諾は次のように得られていった。

アラメ・タバタバイー大学については、私が受け入れてもらうにあたり許可を与えてくれた大学の責任者が副学長の地位にある経営学部の教授であり、経営学部では、調査の趣旨を説明し彼の許可があると口頭で伝えるだけで各教室の教員は調査票の配布が許された。法学政治学部については、私の現地での研究に様々な便宜を図ってくれた研究部門の責任者である講師が法学政治学部の教員・事務部門を含む関係スタッフに周知してくれたので許可書を必要としなかった。

モフィード大学については、アラメ・タバタバイー大学のスタッフの一人にモフィード大学の有力スタッフを紹介してもらい、教室で趣旨を説明して彼の許可があると伝えると質問票の配布を許してもらえた。

テヘラン大学では、知り合いの有力者もおらず不安もあったが、イランを代表する大学であるということで、ある程度大量のケースを集めたかった。そこで、現地の日本人留学生の協力のもとで「ナーメ」を得る戦略をとった。

まず、加藤教授に依頼して、学長、法学政治学部長、国際交流関係担当者、教授など関係しそうな地位を名宛てとする5通程度の調査の実施についての協力依頼の英文の手紙にサインをしたものをひとまずFAXで送ってもらい、それを携えて現地の日本人留学生とともに、まず、学部の責任者である法学政治学部長のところを直接訪問した。イランでは、直訴というのは乱発こそできないものの受け入れられることがあり、うまくいくと大きな成果を生むことがあるという。

そのとき法学政治学部長は、さすがにすぐに「ナーメ」を書くことはせず、私と同行していた留学生に突然乗り込んだことをたしなめつつも、加藤教授の依頼状のFAXを受取り、国際交流担当部門の責任者の「ナーメ」を持ってくるようにと指示した。そこで、国際交流担当部門に赴き、加藤教授の依頼状のFAXを見せ「国際的に意義のあるこの調査に協力するようにお願いします」という彼からの紹介状、つまり「ナーメ」を書いてもらいサインを得た。ここでは、その担当者は学生の管理担当者になるわけだが、彼らの関係が良好であったことが功を奏したようであった。

次に、調査の実施のための調査票の保管などの作業基地を得るために法学政治学部の事務部門の担当者のところに行き、「ナーメ」を示して協力の依頼をするとともに、その紹介状にサインを書き加えてもらった。その二つによって、国際交流部門の推薦と事務部門のバックアップがあることが示されたことになる。その後、協力してくれた日本人留学生とともに彼の指導教員をはじめ、いくつかの部門の関係者のサインをその紹介状に書き加えるために学内のあちこちを回った。最後に、法学政治学部長をあらためて訪問し、彼のサインを書き加えてもらった。

イランでは、「ナーメ」に多数の有力者や関係者が名を連ねていることで、研究活動をより自由に行える可能性が高まるという。有力者一人の「ナーメ」で予定

規範としての契約－イラン・イスラーム共和国の大学生の場合〔1〕

する研究活動が過不足なくできる場合もあるが、このように多重の支持者がいることを示す「ナーメ」を作ることも「知り合い」を重視するイランでは効果を生むという。イランの日常の会話でも、だれを知っているか、だれの知り合いであるか、というのは重要なトピックであり、共通の知り合いがいれば一挙に親密な関係にあるものとして扱ってもらえる。

この「ナーメ」の効果は絶大であった。ある教室では明らかに拒否したい姿勢であった教授も、この「ナーメ」ゆえに質問票の配布を認め、協力するようを学生に伝えるなど、配布を試みたすべての教室で協力を得ることができた。ただ、配布に協力してくれた学生の要望から、イスラーム法学者が教壇に立っている教室での配布は避けた。

上述3大学での調査は、ある意味有力者の協力の下で実施されたものであるが、その例外が、イスラーム自由大学での調査である。ここでは、予定していたケースの数についてはさほどの数を要しなかったため、現地で雇用した日本人留学生とシリア人留学生が、法学部の教室に行って授業開始時に授業の担当教員に趣旨を説明してその教員の許可を得て、調査票を配布し、授業後に回収した。

なお、一般的にイランでのフィールドリサーチを実現させるための方策を述べる原〔2000：pp. 59-61〕を参照。

(注13) 調査順は、アラメ・タバタバイー大学法学政治学部からはじめ、同大学経営学部、テヘラン大学、モフィード大学、イスラーム自由大学という順で実施した。アラメ・タバタバイー大学では、法学政治学部では1教室30名程度なので、時間割で授業対象学年と内容を確認して対象となった3つ程度の教室にスタッフで手分けして教室に入った。経営学部では、職員控室で教員に対象学生を聞き、その教員と教室まで同行して配布するか、教室前の学生に1年生が含まれないことを確認し、2年生以上という場合に上記②以下の作業に入った。法学政治学部、経営学部ともに、数日間にわたって、同様の作業を行って、配布の説明時にすでに回答したという学生がほとんどになったところで調査を終了した。

テヘラン大学は、ほぼ上記の通りであり、配布の説明時にすでに回答したという学生がほとんどになったところで調査を終了した。

モフィード大学では、テヘランから離れていたこともあり、我々がコムを訪問

した日に授業をしていたクラスを対象とした。2年生1クラスのみでの調査であったが、そもそも1学年30名程度の大学であり、その学年は23名の所属で22名が出席していたので、当該学年についてはほぼ悉皆に近いサンプルを得たことになる。

イスラーム自由大学は、大規模教室の1クラスで、上述の①以下の方法で調査を実施した。そもそも、イスラーム自由大学の調査は、上記3大学で得られたサンプル数では藤本助教授から望ましいと言われていたサンプル数に足りないことから調査対象に入れたという側面もあり、また、すでに帰国の時期が近かったこともあって、この1クラスでの成果を得て調査終了とした

(注14)なお、日本人スタッフを含むイラン人の助手による組織で調査を行うという上述の方法をとることになったのは、調査方法について現地の大学教員に相談したところ、「教員に頼んで配布・回収したのでは、学生がまじめに回答することは考えられないし、サンプル数の確保もおそらく望めまい。一通2万か3万リアル(数百円程度)を、協力してもらった教員か回答する学生個人に渡すか、そうでなければ日本人のスタッフが実施するのがよい。正確な回答がほしいときは金を払うのが普通である。」というアドバイスを受けたことによる。ちなみに、イラン人の大学教員がイスラーム自由大学に問い合わせたところ、サンプル数確保の保証とともに上述程度の費用の見積もりを受けた。

回答すること自体に対して金銭を供与することは加藤教授を中心とする調査チーム全体の方針に反することと、大学組織や見知らぬ教員に金銭を支払って依頼するのも現場をみられない可能性があることから、現地の日本人留学生とイラン人学生の協力を得て実施する方法を採用することになった。

しかし、このことは回答に影響を与えている可能性があることにあとで気づいた。つまり、調査をしていることが日本人であることを意識して回答をしている可能性があるということである。この点は、調査を終えて仮分析に付した際にはじめて気づいたのだが、「基本報告書」で他の国々を分析した場合についてこうした点についてどのように扱ったのか触れられていない。しかし、日本を相手とするストーリーの回答を含む以上、データの解釈の際に留意が必要であるのはいうまでもない。

(注15) 質問票のペルシア語 (Farsi) 版や、学生への説明の「メモ」などの資料は、

規範としての契約－イラン・イスラーム共和国の大学生の場合〔1〕

本稿の連載の最後に掲載する。

(注16) 実は、質問文の翻訳作業の際、設問のストーリーの中で戦争の時期について「誤りである」という指摘がなされた。また、調査の最中、学生からそうした指摘を数回受け、厳しく追及された。

史実としては、1990年前後の中東での戦争は、1988年に終結した「イラン・イラク戦争」と、1990年8月にイラク軍がクウェートに侵攻を開始し、1991年1月にアメリカを中心とする多国籍軍が介入して、1991年2月に当時のフセイン大統領が敗戦を認めて終結した「湾岸戦争」である。すなわち、イランとその隣国イラクとの戦争と、隣国イラクでの戦争なのである。

ところが、藤本助教授から提供されていた他の国で用いられていた質問票は、「1990年1月」当時すでに戦争状態にあり「1991年1月」に終結とされていた。とくに、指摘をしてくれたイラン人から指摘されたのは、「1991年1月」に終結したという部分が「まずい」と言うことであった。

これには、イラン・イラク戦争が終わってもそれは戦闘状態の終結にすぎず、イランとイラクの関係は釈然とはしていなかったもので、湾岸戦争終了までイラン国民のイラクに対する理解は戦争状態に近いものであったことがある。

そこで、「1990年1月」に戦争状態が継続というのはイランの大学生にとって一応のリアリティがあるが、戦争の終結時期は、学校でもしっかり教育される事項であるとともにイランの大学生の多くが強く認識している事実であり、たとえ一ヶ月であってもずれがあることは質問票が事例を想定する意味を傷つけ、回答者の回答姿勢に影響を与える可能性があるということであった。事実、これに気付き、私のところにそれを伝えに来た回答者が10名程度おり、「訂正をみんなに伝えるべきである」と極めて強く主張されたことが数回あった。彼らにはすべてが架空の事例であるのでそのように扱ってほしいと伝えた。

おそらく設問の作成者は、設問のストーリーと史実の関係については、設問のストーリーを「仮想事例」として考えており、参考事例の日豪シュガーケースやウェスティングス社の事例自体が中東方面の戦争と関係があったか、あるいは、単にリアリティを持たせるためにもっとも現実感があるので「中東方面の戦争」であるとして仮想事例として意図的に仮想化するために年代などを史実と異なる

ことを気にせずにか、ストーリーと設問を作ったものと思われ、私自身も当初問題とは考えていなかった。

翻訳作成時には、この指摘に対して、「中東」という地域の記述を変えることや、史実に沿った記述にすることを考えたが、エジプトでも同様の文言で実施されたことを考慮して、藤本助教授から提供された原文のストーリーのままとした。

こうしたことが問題になるとすれば、この事情に加えて、調査の実施時期が2003年3月20日にはじまった「イラク戦争」の開始直前であったことも指摘しなければならぬ。実際私のイラン滞在当時、イラン人との会話の焦点のひとつは、「アメリカはイラクを攻撃するか、またそれはすべきか」ということであり、その中で湾岸戦争の是非についても繰り返し言及された。

こうした状況の下では、「中東方面の戦争」の記述への感受性は極めて高く、他の地域で仮想事例であって国際情勢の不安定要因のひとつとしての「例」という理解がなされたとすれば、事例の前提が著しく異なる状態にあるといえるかもしれない。

(注17) 法学専攻、経営学専攻の学生についてのジェンダー比率についての詳細は把握できなかったが、学内を歩いている女性の高さには少し驚かされる。この点、もっとも多くのサンプルを集めたアラメ・タバタバイー大学は、最も高く評価されている経営学部がもとは外国語を専門とする女子高だったところをキャンパスとしており、そもそも女性に人気のある大学であるといわれる。しかし、法学専攻と経営学部では、調査期間中に登校していた学生のかなりの部分が調査対象となったので、私の個人的印象にとどまらないと思われる。また、私が観察した限りであるが、男子校のモフィード大学を除けば、テヘラン大学も教室内は女子学生の方が多かった。

(注18) 基本報告書は、主質問の番号付けにアルファベットを用いているが、イラン調査では、質問票内に、英語のアルファベットが現れることはペルシア語 (Farsi) の調査票の " 出来映え " として不自然に見えることと、私がペルシア語 (Farsi) の数字は読めるがアルファベットは読めないという事情から、ABC を調査票の種類分類に用い、質問番号は「質問票の章数-質問」という形を採用した。基本報告書と読み合わせる際に煩瑣となる点で好ましくないが、実際の調査票に忠実

規範としての契約－イラン・イスラーム共和国の大学生の場合〔1〕

な記号付けで分析を進めることをお許しいただきたい。ちなみに、われわれは「123……」をアラビア数字と呼ぶが、現地では、"Arabic Number"はペルシア語でも用いられるアラビア文字「۱۲۳۴۵……」で表記されるものを指し、我々がアラビア数字と呼ぶものは"English Number"と呼ばれており、別な言い方として"Latin Number"が使われていた。ある意味当然ではあるが。

(注19) 設問は4-1から4-8までであるが、設問4-1から4-4までと4-8は、値が大きいほど契約遵守の志向を示す回答となるが、設問4-5から4-7については逆になっている。そこで、設問4-5から4-7の回答の数値につき、1を5、2を4、4を2、5を1という具合に置き換え、契約遵守志向が強いほど数値が大きくなるように操作した。そのため、それらの設問については、注意を促す趣旨で(r)を付している。

(注20) 基本報告書では、回答平均値を出す際に、サンプル数による重み付けをしていない。サンプル数については各国かなりの違いがあることから、平均値を導出する際には本来重み付けをして調整するべきであるが、本稿では、基本報告書に沿って重み付けによる修正をしていない数値を用いる。なお、手元のデータで試みに算出し、それと日本とだけ比較してみたところ、取り立てて大きな差はなかった。

参考文献

- Statistical Centre of Iran(2004), IRAN STATISTICAL YEAR BOOK 1382,
Statistical Year Book of Iran
- Macaulay, S. (1963) "Non-Contractual Relations in Business: A Preliminary Study", American Sociological Review, Vol. 28, No. 1, pp. 55-67
- 阿部昌樹 (2002) 『ローカルな法秩序』勁草書房
- 奥山真知・加納弘勝編 (2000) 『地域研究入門 (4) 中東・イスラーム社会研究の理論と技法』文化書房博文社
- 加藤雅信・藤本亮 (2003) 「契約意識の国際比較」名古屋大学法政論集196号 pp. 29-78
- 加藤雅信・藤本亮・法意識国際比較研究会会員 (2003a) 「契約を守る心と破

- る心（1）日本と世界，22カ国／地域調査から」ジュリスト No.1255
pp.118-123
- 加藤雅信・藤本亮・法意識国際比較研究会会員（2003b）「契約を守る心と破
る心（2）日本と世界，22カ国／地域調査から」ジュリスト No.1256pp.
150-155
- 加藤雅信・藤本亮・法意識国際比較研究会会員（2003c）「契約を守る心と破
る心（3）日本と世界，22カ国／地域調査から」ジュリスト No.1257pp.
72-78
- 加藤雅信ほか（2003）『特集・契約意識の国際比較－22カ国／地域実態調査
から』名古屋大学法政論集196号
- 加納弘勝（2000）「中東・イスラム社会研究への接近－軌跡と課題」奥山・
加納編『地域研究入門（4）中東・イスラム社会研究の理論と技法』文
化書房博文社（2000）pp.17-41
- 上岡弘二編（1999）『イラン』河出書房新社
- 河合隼雄・加藤雅信編著（2003）『人間の心と法』有斐閣
- 桜井啓子（2001）『現代イラン－神の国の変貌』岩波新書
- 羽田正（2005）『イスラム世界の創造』東京大学出版会
- 原隆一（2000）「イラン・アフガニスタンのフィールド調査とその成果」奥
山・加納編『地域研究入門（4）中東・イスラム社会研究の理論と技法』
文化書房博文社（2000）pp.42-68
- 藤本亮（2003）「22カ国／地域契約意識調査基本報告書」名古屋大学法政論
集196号 pp.115-317